

代理人による訂正請求について

- 代理人による訂正請求をする場合は、保有個人情報訂正請求書の「本人の状況等」欄に、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所について記載してください。
- 代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提示し、又は提出してください。
なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
- 代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。ただし、委任状については、次の①又は②のいずれかによる提出が必要です。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

- ① 委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)(ただし、個人番号通知カードは不可)等の本人に対し一に限り発行される書類の写し